

## 島原市国民保護計画 変更の概要

### 変更の理由

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするための、国・地方公共団体の責務、避難、救援、武力攻撃への対処等の措置が規定されており、島原市は平成19年3月に策定している。

その後、令和3年5月に災害対策基本法の一部改正にともない、島原市地域防災計画が修正された。また、令和4年度長崎県・島原市国民保護訓練（実働）が実施され、訓練の教訓を踏まえ、島原市国民保護計画の変更を行うものである。

### 主な変更内容

変更理由	変更内容
令和4年度国民保護訓練における、避難実施要領等の作成	○関係機関の連絡先一覧の内容の充実
	○ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合における避難実施要領の一部変更
	○避難施設等の一覧に福祉、母子避難所を追加
	○避難実施要領
	○「災害時における応援協定」
組織機構改革に伴う名称・編成の変更、統計の修正、文言の整理など軽微な変更	○島原市の組織機構改革に伴う名称及び編成の変更と主要な業務の修正
	○国交省の組織改革による名称の変更
	○郵政民営化等の施行に伴う国民保護法の一部改正に伴う修正
	○統計値等の修正及びそれに伴う文言の修正
国民の権利利益の救済に係る手続きの担当課の明確化	○損失補償・損害補償や不服申し立て、起訴等に関する窓口を明確化
島原市の地域防災計画修正に伴う文言の修正	○死体の表現を行方不明者と遺体に変更